

仕 様 書

委 託 名 : 国指定史跡二子塚古墳草刈業務

令和8年4月

太子町教育委員会

第 1 総 則

本特記仕様書は、国指定史跡二子塚古墳草刈業務に適用する。

第 2 運 用

受託者は、本特記仕様書に記載された事項について、疑義を生じた場合又は、本特記仕様書に定めない事項については、委託者、受託者協議のうえこれを定める。

第 3 着 手

本委託業務の着手に際し、地域住民に対して着手を周知し、業務原因によるトラブル、苦情の生じないように行うこと。

また、業務原因による苦情が生じたときは、すみやかに処理することに努めなければならない。

受託者は、業務履行する前に、別表に表す各種書類を提出しなければならない。（第5提出書類参照）

第 4 細 部

（1）草刈の回数と期間

草刈の回数は、別紙数量表に従うこと。

草刈の時期は下記のとおりとする。

1回目 6月下旬まで

2回目 10月中旬まで

※各回、監督職員と協議を行うこと。

（2）除草後の発生材の処分

除草後の草等は南河内環境事業組合（富田林市）へ2 t D T以上で搬入し、処分するものとする。

南河内環境事業組合へ搬入するにあたっては、町の証明書が必要となるため、運搬する際には、町へ立ち寄り、監督職員の指示に従うものとする。

また、南河内環境事業組合の処分費用については、搬入時に随時、受託者により支払い、実施数量にて精算を行うものとする。

（3）業務施工について

（イ）写真は、何を目的に撮っているかを明確にすること。

（ロ）業務中に検査や指示を受けた事、又は委託変更を協議した事等を、すべて打ち合わせ簿に整理しておき監督職員の確認を受けること。

（ハ）業務中は事故が起こらないように努めること。又、作業中は看板等を設置し、通行車及び歩行者に周知すると共に十分な保安対策を行うこと。※看板例…除草作業中につき、ご協力おねがいます。等

（ニ）町道との境界部水路の機械除草、及び水路清掃については、必要に応じて交通誘導員を配置の上、作業を行うこと。

（ホ）作業は、平日午前9時から午後5時までとし、休日は作業を行わないこと。

（ヘ）国指定史跡地内の除草方法（史跡の保護等）等の打ち合わせの為、

着手前に監督職員と立会すること。

(ト) 作業終了後、監督職員の出来形確認を受けること。

(チ) 機械除草については、刈り取り後の草高さを5cm以内とすること。

第 5 提出書類

受託者は、指定期日までに関係の書類を提出しなければならない

(1) 委託関係提出書類一覧

	書類名	作成者	宛て名	部数	提出期日
着 手	着手届	受託者	契約者の甲	1	着手の日
	工程表	〃	〃	1	契約後速やかに
	実施工程表	現場代理人	監督職員	1	業務着手前
	業務計画書	〃	〃	1	契約後速やかに
業 務 期 間 中	業務月報	現場代理人	監督職員	1	各回施工後速やかに
	業務写真帳	〃	〃	1	監督職員の指示するとき
	打合簿	監督職員・現場代理人相互間		1	打合わせの都度
	出来型管理関係図書	現場代理人	監督職員	1	その都度
完 了	完成通知書	受託者	契約者の甲	1	業務完了の日
	引渡書	〃	〃	1	引渡しするとき
	請求書	〃	〃	1	請求しようとする日

※この他にも監督職員により必要と指示されたものはその都度提出すること。